

平成29年白浜町議会第4回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成29年12月19日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成29年12月19日 10時01分

1. 閉 議 平成29年12月19日 13時33分

1. 延 会 平成29年12月19日 13時33分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊 佐 夫

民生課長	三 栖	健 次	住民保健課長	廣 畑	康 雄
生活環境課長	玉 置	孔 一	観光課長	愛 須	康 徳
建設課長	坂 本	規 生	上下水道課長	久 保	道 典
会計管理者	中 本	敏 也	消 防 長	大 江	康 広
教育委員会					
教育次長	高 田	義 広	総務課副課長	山 口	和 哉

1. 議事日程

- | | | |
|----------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 78号 | 専決処分の承認について |
| 日程第 2 | 議案第 79号 | 専決処分の承認について |
| 日程第 3 | 議案第 80号 | 専決処分の承認について |
| 日程第 4 | 議案第 81号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第 5 | 議案第 82号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 83号 | 町道路線の変更について |
| 日程第 7 | 議案第 84号 | 白浜町会館及び集会所条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 85号 | 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 86号 | 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 87号 | 白浜町立体育館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 88号 | 白浜町立児童館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 89号 | 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 90号 | 白浜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 91号 | 白浜町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする事の同意について |
| 日程第 15 | 議案第 92号 | 平成 29 年度白浜町一般会計補正予算（第 4 号）議定について |
| 日程第 16 | 議案第 93号 | 平成 29 年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について |
| 日程第 17 | 議案第 94号 | 平成 29 年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について |
| 追加日程第 19 | 議案第 95号 | 工事請負契約の一部変更について |
| 追加日程第 20 | 議案第 96号 | 白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第 21 | 議案第 97号 | 白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第 22 | 議案第 98号 | 平成 29 年度白浜町一般会計補正予算（第 5 号）議定について |

追加日程第23 議案第99号 平成29年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議定について

日程第18 報告第12号 第49期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第17・追加日程第19から追加日程第23

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成29年第4回定例会4日目を開会します。

ただいまの出席議員は13名です。

12番、玉置君から少し遅れるとの連絡がありました。

開議に先立ち諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程についてはお手元に配布しています。

堀決算審査特別委員長から、平成28年度一般会計並びに各特別会計、歳入歳出決算認定等10件に関する委員会審査報告書が提出され、配布しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

（1）日程第1 議案第78号 専決処分の承認について

○議 長

日程第1 議案第78号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第78号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第78号は原案のとおり承認されました。

(2) 日程第2 議案第79号 専決処分の承認について

○議 長

日程第2 議案第79号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

9番 長野君

○9 番

毎議会ごとに損害事故ということの報告を受けているのですけども、2点ばかりお聞きします。

まず1点目に、この事故が発生したなかで、事故の発生課以外のすべての課でこれからきちんとしたミーティングをして、それで事故の原因とかそういうのをきっちり皆共通認識をして、これからの事故防止策を練っていくという方法も検討していただきたいと思います。

そして、2点目。町道のいろいろな維持管理についてであります。やはり町職員も毎日毎日車で移動しておるんですね。そういうなかで、気がついた点とか何かをお互いに報告をしながら、こういうことがありましたという報告もして、お互いに共通認識を持ったなかで、これからやっていただきたいと思います。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外(副町長)

今、長野議員からご指摘いただきましたように、こういう事故が発生した場合は課長会等で全課あげてこういうことを起こさないようにと指示をしてございます。何分、夜に発生した事故でございますので、なかなか現場で運転する方もそこに鉄板ということにお気づきにならなかった。しかし、放置していたのは白浜町の過失でございますので、今おっしゃっていただきましたように、全庁あげて取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

6番 水上君

○6 番

このような箇所が結構町内にあるかと思っておりますので、点検していただきたいと思っております。やはり、がたがきていたり、浮いているところを見かけますし、こういう事故が発生してしまったんですが、あと溝蓋もそうです。歩くだけでもガタゴトと音が出るようなところがありますので、点検していただきたいと思っております。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番外 (建設課長)

今回の事故を受けまして、日ごろのパトロールをもっと細かくするように指示をしています。

○議 長
1番 辻君

○1番

地元のこともあるので一言だけ。

普段通る道であれば点検もでしょうけれども、これは第2団地から日置のほうに出て行く、橋のほうに出て行く道ですね。第2団地の方々が普段通られるところであるんですけども、一般の方は大きなほうの道を通っていくということで、この鉄板の状況の写真、一番下の写真の鉄板が少し浮いているんです。この状態のというのは最初からということですか。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番外 (建設課長)

写真の一番下のところですけども、既設の集水枡と側溝の継ぎ目のところで、グレーチングとの隙間があった部分、鉄板自体が少し小さかったということもありまして、それからコンクリートの側溝のかても少し悪くなっていたということで、隙間が少し開いていた状態で、タイヤが踏んだらねたという状況でございます。現在は隙間につきましては、小さな鉄板ですとまた同じような事故が起こる可能性がありますので、コンクリートの床版で埋める形にさせていただきます。

○議 長
1番 辻君

○1番

鉄板もそうでしょうけども、あちこちにあるグレーチングの部分、揺れがあるかと思えますので、いろんな点検をしっかりしていただければと思います。

○議 長
8番 三倉君

○8番

点検していただいても、あと修理してもらわなかったら何もならないので、それには予算も伴うことなのですが、後の対応を迅速に願いたいと私はそのように思います。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番外 (建設課長)

こういった点検もしまして、今回補正予算で上げさせてもらっております。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第79号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第79号は原案のとおり承認されました。

(3) 日程第3 議案第80号 専決処分の承認について

○議 長

日程第3 議案第80号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

3番 古久保君

○3 番

この事故も作業の前に周囲を点検すればこれは注意とすれば十分できると思うんです。枝がどれくらいのものであったかということですけども、枝の幹がかなり太いところだと思うんです。先のほうがかなり葉も茂っていると。かなりの枝を切ったように思うんです。こういう枝を切るときには事前に周囲の点検、何かあるかというところ、切り落としたときの反動で逆さまに多分落ちているんだと思うんです。切ったほうの幹、葉が茂っているほうの下になって、それがバウンドしたと私は想像するんですけど、多分そうじゃないかなと。

そのためには、切り落としたときにバウンドするという計算ができないという、作業の方々の注意力、また経験がないのか。その辺のところ、作業員の方々と検証されて、勉強されて、ひとつの仕事大変なんです。せつかく仕事をして他に影響する。損害を与えるというこの行為というのは、せつかく仕事をしているのに何の意味もない。たとえ4万円ですけども、これは最初から注意をすべきであって、最初から周囲を考えてすべきだと思いますが、その辺のところどうでしょうか。

○議 長

番外 生活環境課長 玉置君

○番 外(生活環境課長)

事故の状況につきましては、古久保議員のご指摘のとおり、切った枝が葉っぱの部分といいますか、先で跳ねて事故になったということでございます。ご指摘のとおり、作業にあたる前に、現場周囲の状況を確認して起こりうるであろうことをすべて現場にあたる者で考えて、皆で話し合いながら考えられることはその時点に対応をとると、対策をとることが非常に大事であると思います。

事故を受けまして、所属長からも厳しく注意なりさせていただいたところございますので、今後このようなことのないように、現場にかかる前に状況を十分作業にあたる者において注意することを徹底していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長
8番 三倉君

○8 番

説明をいただいたわけですが、私が思うに、金額はしれているけれども、発生したらその後の目に見えない負の費用というのが要ってくると思うんです。前にも生活環境課で排水路のことがあったと思うんです。事業課というところは建設課にしろ、生活環境課にしろ、必ずそういうことが多いような形になろうかと思うんです。だからそういう答弁しかないんでしょうけども、もうちょっと紀律をとということと、こうなったらどうなるというきちんと計画というか、災害のないような。

被害に遭った人もこれだけのことでガミガミ言うことに対して気持ちとしたらいいものではないでしょうし、怒られるほうもそうです。ましてや、目に見えない話で、支払い金額は4万円ですけども、それに従事している職員の対応というのは日当に勘定したらすごいものがあるかと思えます。今ここでも5分くらいの時間を費やしているわけです。5分は5分ですけども、数にしたらかなりの人の数ですから、金額に換算したら負、生産でないと思うんです。そういうことから、課長らもそういうことを言われて嫌でしょうし、我々もあまり言うのは嫌ですから、そこら辺はもう少し真剣に、しているんでしょうけども、ないようにお願いできたらと別の面から思います。

○議 長
番外 生活環境課長 玉置君

○番 外（生活環境課長）

三倉議員からも以前からそういったご指摘をいただいております。

事故が発生した場合、事後処理につきましても、保険会社との対応なり、相手方との対応にかなりの時間と労力がかかります。そういった点からも、極力このような事故が起らないように、我々も作業にあたる者に対して、作業にあたる者も自覚を持って、今後も十分注意して作業にあたっていくことを徹底させていきたいと考えます。どうかご理解のほどよろしくお願いたします。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第80号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
従って、議案第80号は原案のとおり承認されました。

(4) 日程第4 議案第81号 町道路線の廃止について

○議 長

日程第4 議案第81号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 三倉君

○8 番

廃止になるということですので、町道としての管理はなくなるということになりますね。そうした場合に、元来あった敷地の管理は町道敷ですから、町のものだと思うんですけども、その辺について、あとはどのように対応していくわけですか。道路でないと思うんですけども、その辺ちょっとお尋ねしたい。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

残る道につきましては、里道とかそういったところが大半でございまして、その分については建設課で引き続き管理をするような形になっております。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

町道としては管理は廃止やからしないけども、人が通るような形のものとしたら草が生えたら刈ったりせんならんという形で管理していくという考えてよろしいですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

はい、建設課のほうで管理をすることになります。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第81号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第81号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第5 議案第82号 町道路線の認定について

○議 長

日程第5 議案第82号 町道路線の認定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第82号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第82号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 議案第83号 町道路線の変更について

○議 長

日程第6 議案第83号 町道路線の変更についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第83号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第83号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第84号 白浜町会館及び集会所条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第7 議案第84号 白浜町会館及び集会所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第84号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第84号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第85号 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第8 議案第85号 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第85号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第85号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第86号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第9 議案第86号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第86号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第86号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第10 議案第87号 白浜町立体育館条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第10 議案第87号 白浜町立体育館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 三倉君

○8 番

細かい話で申し訳ないのですが、先ほどの学童保育とほかの部分、公民館施設については、国土調査等によって位置の変更が生じたということは、分筆等しているのがそのままだったということでもよくわかるんですけども、この場合につきましては、一部体育館の位置に変更が生じたと、それが国土調査によって変わったというのですが、地番が237と226と全然違う地番になっていると見受けられるんです。これは最初にしたときの地番に錯誤というのか、誤っていたのではないのかと思うのですが、その辺はどうですか。

○議 長

議案第87号についての答弁をお願いします。

番外 教育次長 高田君

○番 外(教育次長)

当初の番地につきまして、周辺が混乱といたしますか、いろいろ地番が飛んでおりまして、一度合筆をかけて、そのあと地籍調査の後で分筆してこの新しい番地がついたということでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第 87 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第 11 議案第 88 号 白浜町立児童館条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第 11 議案第 88 号 白浜町立児童館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第 88 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第 12 議案第 89 号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第89号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 三倉君

○8 番

これも細かいのですが、地番を特定しているのがあるんですけども、それでなしに、何番地外というのがあります。外とあるのは広範囲にわたるんでしょうけども、外の部分についても所在的にはっきりしているわけですね。その場合にここで言いますと、浜田の団地なんかは18ほどあったり、また十九淵についても10戸あるということから、外という格好にしているんですけども、反対にその下にある平間第一でしたら、24戸あるけど地番がひとつに特定されているわけです。地籍されているのだったら、なぜひとつにせなんだのかと思うんです。それと、何か違う要素があったからなのか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

代表地番でいっている部分もあるかと思いますが、ほかに何番地と、広い面積のところだと、番地が何筆かになっている部分がありまして、外という形が使われていると思っております。私も地籍のときの状況がよくわかっていませんので、また調査してお答えしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

外と書いているのは、ほかにも地番が存在するわけですね。私が思うには、これだけ広いところでもひとつにするのがいいのか、しないのがいいのかということなんですけども、なぜこんなになったのか、もう一度お願いしたい。

○議 長

繰り返しで結構ですので。

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

外と入っている部分につきましては、何筆かに分かれているということでございます。それで合筆してひとつにするという方法もあったのかもわかりませんが、地籍の際にそういうことがされたのかどうかというのが私もはっきりわかりませんので、すみませんがよろしくお願いします。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第89号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第89号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第13 議案第90号 白浜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

○議 長

日程第13 議案第90号 白浜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第90号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第90号は原案のとおり可決されました。

(14) 日程第14 議案第91号 白浜町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする事の同意について

○議 長

日程第14 議案第91号 白浜町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする事の同意についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第91号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第91号は原案のとおり同意することに決定しました。

(15) 日程第15 議案第92号 平成29年度白浜町一般会計補正予算(第4号) 議定
について

○議 長

日程第15 議案第92号 平成29年度白浜町一般会計補正予算(第4号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 廣畑君

○7 番

16ページ、農林水産業費の農業振興費565万円の有害鳥獣駆除奨励費補助金です。

説明のときに聞き逃したかもわからんですけども、今までも有害鳥獣の駆除は当初予算でもついてますし、できれば1頭あたり、あるいは過日一般質問もありましたけれども、カラスの問題等もございますし、そうした点について概略等お願いできたらと思います。

それから、シカ何頭、イノシシとかそうしたことをお願いしたい。

それと、年間を通じておそらくそうした有害駆除があると思うんですけども、大変申し訳ないんですけども、簡単でいいのでわかれば説明をしていただきたいと思います。

○議 長

3点ございましたが、一括で答弁できますか。

番外 農林水産課長 古守君

○番 外(農林水産課長)

概略といいますと、一頭あたりの金額と、それからカラスを含めることになっているかということと、それから全体の増減ですね。

まず、カラスにつきましては、9月に議員から一般質問をいただくなかで、前向きに取り組んでいきたいという答弁をさせていただきまして、田辺市とかもやっているということで、今回新たに1月から含めさせていただくということを予定してございます。

それから、全体的な有害鳥獣の状況でございますけども、やはり毎年毎年ふえているのが現状でございます。特に、一昨年ですか、狩猟期も含めて補助金の対象にするということをごささせていただきましたので、それで一気にふえてきたということもございます。例えば、イ

ノシシでございますと、平成28年度ですと、年間373頭です。29年度はすでに11月末で475頭。ニホンジカは平成28年度で年間987頭で、29年度は735頭。ニホンジカは若干同じペースですが、イノシシは今年はものすごく増えている状況でございます。それで、当初の予算分より増加していますので、今回昨年度までの予定で見込まれる分を予算として計上させていただいてございます。

それから、単価でございますが、ニホンジカとかでしたら、銃の場合で1万5,000円です。捕獲したら6,000円とかいろいろあるんです。対象としては、ニホンジカ、イノシシ、サル、アライグマ、カワウ、アナグマとかいろいろあるんです。どの分か具体的に教えていただきましたら、調べさせていただきたいと思います。

○議 長

7番 廣畑君

○7 番

詳しくはまたデータをいただきたいのです。なぜかと言うと、どんどん中、栄、里へ下りてくるという状況がありますし、やっぱり農業、家庭菜園だけでなしに、家族農業を営んでいるということにつきましても影響があるように思いますので、ぜひまた。今、明らかにできない部分もあるかもわかりませんが、ぜひ報告をいただけましたら。会期中に報告していただければと思います。

それから、単価、一頭あたりの単価が上がったように聞いているんですけども、そういった主要な単価。

それから、カラスの話がありましたけれども、1月からということでもいいと思うんですけども、カラスに対してはどのような単価になっているのかということもお聞きしたいと思いますので、今、無理であれば、後日で結構ですので、報告をしていただきたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

単価、イノシシは1万5,000円。あとの部分につきましては、後ほどお返事できると思いますので、少々お時間をいただきたいと思います。

○議 長

6番 水上君

○6 番

15ページ、目2予防費のところでお伺いします。

補正前の額は4,888万2,000円。今回、説13委託料で380万円の補正が上がっているんですが、当初、年度初めには人数的なことはだいたい見込みで試算されていると思うんですが、補正で上がっているんですが、人数が増えたとか理由はどういうことですか。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

確かに子どもの人数は減っているのは現状なんですけれども、当初予算は課として見込みを上げるわけなんですけれども、財政的な調整面であるとかで課内、係内で費目を変えて当初に調整する場合もございまして、この金額が増えている部分につきましては、29年度時

点で半年を過ぎて28年度の10月から3月に接種した数を基にして、現時点の予算ではこのくらいが足りないというのを出して補正をさせていただくというものでございます。

○議 長

6番 水上君

○6 番

予防接種、新たにというか、毎年の予算よりも増えているとかそういう接種はありますか。

それと、インフルエンザは今の時期のものなんで、それも毎年変動があるかと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。ここにあります予防接種ですけども、白浜町として毎年ある程度同じ見込みのなかで、数字的にこれだけ補正を上げたら3月までいけるということだと思うんですが、いかがですか。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

人数的には接種率につきましては、啓発等もさせていただいていますので、若干の伸びがあるんですけども、インフルエンザにつきましては、議員おっしゃられるように接種が10月以降の接種になってございます。インフルエンザにつきましては、対象者数が増加しているということで、昨年度の接種率から算出して、これは10月以降の接種なんですけれども、昨年の接種率から算出して増加が見込まれるということです。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

19ページお願いします。款10、目2教育振興費、70万円。これは準要保護、要保護の入学準備金。これは中学校に新入学する生徒に対する入学準備金70万円だと思んですけども、小学校の入学に対しては、入学準備金の支給はまだ7月ですね。これを中学に対しては70万円を1月か2月に支給するという話だと思んですけども、小学生に対しては今後どうされるんですか。

○議 長

丸本議員、小学校費の補正予算が上がってませんが、関連というので特別に認めますが、議員の皆様、極力項目についての質問をお願いします。

答弁できますか。

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

今回の補正70万円につきましては、まず、国の単価の改正がありまして、支給額が増額となったことがございます。その部分とおっしゃられるように、新中学生の入学前の準備金ということの前倒し支給の分を合わせて70万円ということになってございます。

小学生につきましては、入学前ということで学校長の所見であるとかそういう準備手続き等々がございますので、それについては今後実施できるよう、検討に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

13ページをお願いします。地籍調査費です。金額的に減額で4,791万1,000円が上がっているんです。これは補助事業だと思いますので、国、県支出金の3,091万9,000円のなかで、補助対象にならなかったということが伺えるわけです。そのなかで取り組まなったらあかんという係の方の熱意で上げていたけど上がらなかったとなつて、これだけ減額になっていると思うんです。その金額はざっと予算額にしても20%減額していることです。国、県の指導のもとにこうなるのはいたし方ないんですけども、来年についての見込み。それと、これだけ少なくなっているという、かなりしていかなん部分があるのに、地震についてでも、町の都市計画、県道の拡幅等についてもかかってくるなかで、その辺について、来年もこのようになるのか、見通しについてはどんなものですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外（日置川事務所長）

地籍調査事業につきましては、最近全国的に事業が進められておりまして、これまでのように市町村が要望した負担金の額が満額つくということがなくなっております。平成28年度、昨年度ですけれども、要望した負担金の額の29%が減額されてございます。本年度につきましては、約27%が減額されております。県からはこの傾向は今後も続くと伺っております。ただ、地籍調査事業につきましては、国土調査10カ年計画、ご存知のように、現在は第6次でございますが、その計画において、その年度年度に調査を実施するエリアを定め、それに沿って予算を計上しておりますので、来年度それを多くするとかというのは少し無理があるかなと考えておりますので、この状況で来年度もいかに得ないかと考えてございます。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

私が言っているのは、増える増やさんというより、ある程度今年減額されていて、所長の答弁では減額の傾向にあるということです。来年また上げて減額されるということは、10カ年計画のなかでずれ込んでくるということですね。増やす増やさんというのでなしに、その辺からしたら、来年も減額のこのくらいの形で10カ年計画のなかで減額されるのか。そうなったら町としても困るでしょうし、なんらかの対策も考えならんのかな。ただ、国に補助金ですることですから厳しいことはあるんでしょうけど、その辺どうなんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外（日置川事務所長）

負担金につきましては、どうしても全国的な地籍調査の実施という市町村が多いなかで、今回は70%程度で済んでいるんですけども、今後は50%ないしそれ以上の減額があるやに聞いております。三倉議員おっしゃいますように、計画がだんだん後回しになっていくということも想定はされますけれども、このあたりはどうしても国、県の事情もございまして、それらに沿ってやらざるを得ないと考えております。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

そしたら、取り組みとして町長はじめやっていかんならんなかで組んでくれているわけです。年度も終わりごろになって4, 700万円の減額ということです。当初の予算を組んだ時点では、人事についても当初の予算のなかの人事になろうかと思うんです。それが、4, 700万円減っているということになれば、これについて、はり付けている職員が1人か2人要らんくらいの事業費になるんじゃないかなと思うんです。その辺、いかがですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外（日置川事務所長）

この額につきましては、国の方から29年度の場合でしたら、4月に交付決定という形でいただいております。この金額にあわせて6月に入札をおこないまして、本来であれば昨年9月の定例会で減額させていただいたんですけども、今回12月にずれ込んだという部分についてはもう少しスピーディーにやっておけばよかったと反省してございます。

ただ、4,000万円減ったから職員が必要でないという部分につきましては、予算の部分のほかにも継続の事業であるとか、いろいろ地籍のほうでも業務が多々ございますので、4,000万円減ったから職員が1名減ってもいいのではないかとはいえないと考えてございます。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

補助事業やから仕方ないと思うんですけども、当初事業に組んでいるということは、今の話からしたら4月の時点ではまだわからないわけです。わからないからそのような人員を配置して、予算を組んだなかの人員で、事業費に応じた人員で事業を取り組んでいくと思うんです。それが4月の時点ではそうなんですけども、あとの6月なりで補助額が決まった時点で、それができないということになりますね。日置川事務所長としてはそういう答弁しかできないかもしれませんが、それからしたら、4,000万円の事業がなくなるということはそれだけ全体的に及ぼす仕事として少なくなるということになりますね。4,000万円の仕事が丸々減るわけですから、そういうことからしたら、雑用が多いと言ったって。補助事業やから仕方がないんでしょうけど、そしたら年度の途中ででも人事がほかへ回せるということも考えられるのではないかと思います。そこら辺は今後も検討の余地があるのではないかとということでこの質問は終わります。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

9ページ、歳入、衛生使用料のところ温泉使用料が75万円入っております。これについては、どの箇所にあるかということをお聞きしたいのと、15ページの源泉及び温泉配湯費のなかで、需用費、委託料、使用料及び賃借料との項目がありまして、この項目についてはすべて第三天山の分であるのか。まずそれを確認したいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

ただいま古久保議員より温泉使用料の収入の部分でご質問をいただきました。

これにつきましては、第三天山の送泉先であるホテルの使用料と砵湯でもう1件ホテルで使用したいという話がありますので、2件分の温泉使用料3カ月分を上げさせていただいているところです。

支出につきまして、源泉及び温泉配湯費ですが、委託料につきましては、源泉管理で、第三天山ですが、エア一揚湯管を1回抜く業務がありますので、この部分と、配湯設備の管理委託料としての合計で102万2,000円を計上させていただいています。使用料及び賃借料につきましても、この間古久保議員より一般質問いただきました第三天山の源泉の敷地内の借地料、そして貯湯設備の使用料となっているところです。

○議長

3番 古久保君

○3番

説明いただきました。この使用料については3カ月分ということでおさえております。これ、砵湯の分からも配湯するという事なんですが、それは。

支出の分なんですけれども、これは一般質問では新契約がまだ済んでないということをお聞きしているんです。契約を交わさないうちにこういう形で予算を上げられるというのは、結局契約を交わしてきちんとした数字が出たなかで、3カ月なら3カ月の補正を出すということなら話がわかるんですけども、きちんとした数字が出ないところでこの補正が上がってくるということは、すでに1月から使うと、補正が通れば使用するという事とらえていいんですか。

○議長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

議員懇談会でもご説明させていただきましたが、当初の予定よりも少し使用し始める年月日が遅くなるかと考えております。ホテル側と協議しながら1月とのお話だったのですが、今の段階では2月の頭くらいからの可能性になると思います。

契約をせずに予算が上がっているということですが、契約をしてからとなれば、この源泉及び温泉配湯費の中では金額的に流用できる部分もありませんので、まず契約の前に今回の議会にかかる費用を上げさせていただいて、そして契約を結んで、多分2月、3月になろうかと思いますが、相手側への支出、そして相手側からの温泉料の収入ということで取り組みを行わせていただきたいと思います。

○議長

3番 古久保君

○3番

契約が遅れると、営業のほうも遅れると課長からの答弁をいただきました。遅れるのであれば、契約の前に補正を組まなくても、もうすぐ3月、当初予算を組めるはずなんです。当初予算では遅いのか。きちんとした契約を交わしてから、当初予算に上げるということではできないのか。その辺のところはどうなんですか。

○議 長
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

当初予算になりましたら、議員もご承知かと思いますが、平成30年4月からの支出になりますので、2月、3月分に発生する経費というところが、年度を越えてお支払いをするということもおかしなことになってきます。また収入についても、年度を超えてから過年度分という形でいただくということもおかしくなりますので、どうしても契約書の後先はありますが、この12月議会に予算を上げさせていただいて、ほかの工事等もそうだと思うんですが、予算を上げた後に執行するために入札したり、相手方を決めたりということと同じやり方と押さえていただきたいと思います。

○議 長
3番 古久保君

○3 番

細かいことを聞きます。この温泉委託料ですけども、これは1年分なのか、1年分をこの100万円で済まされるのか。それとも3カ月の間の委託料なのか。委託料は天山のほうへお願いするという答弁をいただいております。ホテルのほうで管理委託するということ聞いておりますけども、この支払いについては配湯していなくても委託はされるというところえ方でいいんですか。

○議 長
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

先ほどちょっと私のほうで説明不足があったかもわかりません。申し訳ございません。

委託料102万2,000円で申しあげました源泉管理、エア一揚湯管の出し入れ、その作業に86万9,000円かかります。これについては1年間というわけではなく、昨年の4月に中央温泉研究所のほうで揚湯試験をしていただいた後、一度もエア一管を抜いておりませんので、相手方と契約する前にきちんとした対応で清掃活動を行わないと配湯ができなくなる可能性もありますので、源泉管理の大部分はエア一揚湯管の作業になります。

残りの15万3,000円は配湯設備管理委託料ということで、日々の業務をホテル側に委託してお願いしたいと思います。これにつきましても、温泉を配湯するときからでありますので、例えば、1月に配湯がなく管理委託料だけ支払うということはありませんので、これもきちんと契約をもって対処したいと考えております。

○議 長
3番 古久保君

○3 番

基本的に営業が遅れても、2月、3月になっても、町が対応していかなんということであれば、新しい契約を即結べるはずなんです。だから、契約を先に結んで、きちんとしたところを煮詰めて、詳細にわたりきちんとした契約をして、それからこういう支出にかかると、予算のなかで支出にかかるという形ができないものなのか。契約が済んでないなかで、こういう予算を上げてくるというのが私は理解できないのです。

それと、今、設備関係、維持管理すべて町がするという事になっていきます。今現在のあ

の場所はどうなっているか。第三天山の看板、大きな樽看板がついているんです。いかにも第三天山の源泉ですよというふうなところがまだ残っているんです。これらあたりもきちんとした解決をして、これは町のもですよということをきちんと位置づけしなければ、あの状態で源泉だけは町が所有しています。設備の土地は借地なんです。そして使用料はすべて町持ちなんですというところをきちんと解決すべきだと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。どうもないんですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

契約書の1点目、お話をいただきました。議員懇談会のなかでも契約に際しては慎重にというご意見もありましたし、それも含めて12月議会にその3カ月分のかかる経費を補正予算として計上させていただいておりますので、予算が通る前に契約を結ぶということはどうかと思いました。予算がついていないのに、相手方との契約を結んでしまうということはおかしなことになりますので、このあたりについてはこの予算が議決いただいた後に契約を結ぶというのが普通の順番であろうかと思えます。

あと、源泉の維持管理につきましても、確かに議員がご指摘のように、源泉の上にやぐらが付いておりますので、それを囲うような形でのホテル側の所有物がありますが、やぐらについても、今回揚湯管の引き上げ等の作業に必ず必要になってきますので、それをお借りするということになりますから、その部分についても今後相手側と協議をしていきたいと思えます。第三天山については町所有ということでもありますので、それをどのような形で皆様方に知っていただくかというご質問もあったかと思えますが、これらについても所有権については白浜町ということをしるしを申し上げ続けるしかありませんし、一般の方がこの第三天山の源泉についてどれくらいの認識をしているかということは別問題になろうかと思えますが、町としては、あくまでも町所有の源泉でありますので、源泉管理についても一生懸命維持管理を続けていきたいと。その費用についても町が支払っていくべきだと考えているところです。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

何度も申し訳ないですけども、説明していただいたんやけど、源泉、井戸だけが白浜町のもので、ほか全部天山のものなんです。それを借りて、そして50年も使った古いやつ、使っていたんです、あれは。海へ流していたと言ってますけども、あれは一応流していたのもあるかもしれませんけども、常に50年間あの機械を使っていたんです。タンクも使用していたんです。それを今度引き継いで、それを借りてまで配湯しようとしているわけですね。借地も土地もない、そんななかでやろうとしている。だから、やっぱりきちんとしたスタート、これからずっと毎年これが続くんです。最初のけじめのときに、すっとしたスタートをしなければ、後々遺恨を残すような形になると思うんです。借地においてもあの辺のところ、町長の気持ちとしてはあの空き地を全部町で買って、そこでなんとかしようかと。あの源泉を利用してなんとかしようかという発想でもあればいいんですけど、あれをいつまでも借地で、しかも一ホテルだけに送るという、これがいつまでもたっても町民の負担として残るという問題があるかと思うんです。その辺のところ。

また、収入が75万円、これ3カ月ということでお聞きしましたけれども、1年間にすればかなりになりますね。300万円くらいになってくるね。この間の議員懇談会で、収入のほうで190万円ほど収入がなかった。これ1年間使ってもらったら300万円ほどあるのかなと。そうすれば収支は赤字でなく黒字になってくるのではないかと。黒字であればなんとか認めることもできるだろうと思いますが、赤字の状態での予算的なもの、議案的なものであれば困るなという気がするんですけども、その辺はどうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

一般質問でも議員からこの件についてご指摘いただきました。

たしかに町の源泉でありますから、すべてが町の施設になるのが理想だと思います。土地の部分もそうですし、貯湯槽についても町がきちんとした形で新しいものをつくる、または敷地も町が買い取るということができれば、今までのようにいろんな混乱というか憶測を招くようなことはないということはわかりますが、一般質問でも答弁させていただいたとおり、経費が莫大にかかりますので、現状では最善の方法として、ホテル側の持っている温泉設備を使わせていただくということが一番の経費の削減になりますので、当分の間は使わせていただきたいと思います。

収入につきましても、先ほどご説明申し上げましたが、今回上げている3カ月分の75万円すべてが第三天山の配湯先のホテルからではありません。砵湯で1件小さな宿泊施設への配湯も考えておりますので、それも込みになっていますので、第三天山のほうでは先ほど議員からご指摘のあった200万円近い温泉料が使用料として入る。残りについては砵湯がもうひとつ契約できるホテルからの収入となります。

○議 長

質疑の途中ですが、暫時休憩します。

（休憩 11 時 10 分 再開 11 時 15 分）

○議 長

再開します。

それでは引き続いて、補正予算の審議に入ります。

6 番 水上君

○6 番

お尋ねします。17ページ、目4公園費のなかの節15平草原公園の照明設備の整備工事費。既存の施設の整備をするのか。また、照明と言えば、閉園時間が早いので、桜まつりの時期は夜桜もあるので、それに向けての整備なのかということと、それからITオフィスがどうしても今後出入りしてきたら、夜間の出入りもあるのかなと。それと、LEDに替えていくのかなと、いろいろこれを見て思うわけですけども、いかがでしょうか。どのような整備になるんですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま水上議員から、公園費についてのご質問をいただきました。

ご質問のなかにもありました桜まつりの時期に夜桜がありまして、夜桜のなかで公園内が非常に暗いというご指摘を受けておりますので、今回の平草原公園照明設備整備工事については、桜まつりシーズンの夜桜の対応の照明器具ということで考えています。

○議 長

6番 水上君

○6 番

ということは、既存に増加してというか、暗い部分に追加して設置されるということですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

民俗温泉資料館の右のところ、池向いての道がついているんですが、あの辺も含めてぼんぼりは夜ついているんですが、なかなか照度が足りない。また、池の前の芝生広場、また入り口付近のいつも舞台を組んでいる芝生広場辺りも結構夜桜に来られる方からは暗いと言われておりますので、この150万円の金額ですべてを明るくするのは難しいですが、その辺を考えて、桜まつりの夜桜用に今回照明の設備を設置したいと考えています。

○議 長

6番 水上君

○6 番

そうですね。この予算ではなかなか対応できるかなと、どのくらいできるのかなと思いましたが、できるのであれば、LEDにさせていただいたら電気料金も大分違うと思いますし、せっかく新しく設置する部分にそういう対応ができたらと思います。お考えを伺います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ご指摘の件、経費等のこともご心配いただいてのご質問だと思いますので、これについても整備工事のなかできちんと考えていきたいと思えます。

○議 長

11番 南君

○11 番

13ページの5財産管理費の本庁舎別棟解体工事費の件、ちょっと確認したいんですが、フラワーラインの旧消防のはしご車の車庫の建物のことですね。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

これは交差点改良に伴います元教育委員会が入っていた、国体のプレハブの事務所です。

○議 長

11番 南君

○11 番

そしたら、元消防のはしご車のところはひっかからないのですか。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

車庫の部分につきましては、今年度の事業計画ではなくて、予定としては来年度、次年度の事業計画になりますので、そこで予算を計上させていただきたいと思っております。

○議 長
11番 南君

○11 番

そしたら、元教育委員会のプレハブのところらしいですけども、この分に関しては県から移転補償というのは入っているわけですか。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

全体事業費のなかで国費もその部分に計上されている形になります。

○議 長
11番 南君

○11 番

それはもう入っているわけですか。移転補償費というか。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

金額として入る入らないというのは事業が完了してから国費をいただきますので、国庫補助金のお金が入ってくるのは別なんですけども、予算計上は国費を充ててございますので、その収入は事業完了後に入ってくるということになります。

○議 長
11番 南君

○11 番

そしたら、最初に町のほうで解体費用を負担して、遅れて補償費が入ってくると理解してよろしいですか。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

国庫補助をいただく全体工事でございますので、物件補償だけが対象ではございません。道路を拡幅する工事費なんかも全部の事業費ですので、すべての国庫補助事業につきましては、町で出を組んで入を充てるとなりますので、事業が完了して精算して、その割合に応じた国費をいただくということになります。

○議 長
13番 楠本君

○13 番

17ページ、観光費の節19スポーツ合宿350万円の件でお伺いいたします。

スポーツ合宿については、県も相当力を入れているということで、田辺市周辺の市町においてもスポーツ合宿を取り入れていくということになっています。白浜町も国体の関係もあって、柔道、空手、ソフトテニスの部分だと思えますけれども、この350万円の見通しについてはいかがでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

ただいま楠本議員からスポーツ合宿等誘致事業補助金のご質問をいただきました。

今回補正金額が350万円を計上させていただいております。当初で1,000万円を計上しまして、ほとんど980万円くらい使った部分と、申請の部分がありますので、あと3カ月では350万円くらい必要になるかと思えます。現状の数字で申し上げますと、97件のスポーツ合宿補助金の申請があります。スポーツ合宿として68件、MICE、会議とか研修会で29件の計97件が申請あったところで、延べ泊数で1万1,612人がスポーツ合宿、またMICEで利用させていただいておりますので、先ほどご指摘のあった南紀エリアでもスポーツ合宿に力を入れておりますので、そこと共同作業で取り組んだ成果がこの数字に表れてきていると分析しているところです。

○議 長

13番 楠本君

○13番

来ていただけるということ、合宿をしていただけるというのは、宿泊施設も含めて関連の観光産業に働く方も含めてかなりプラスになるだろうと思えます。そうしたなかで、350万円の追加補正、1,350万円になるだろうと思えますけれども、ちなみに日置川のスポーツ合宿、また周辺のスポーツ合宿において、当町で宿泊されているという実態については、田辺広域周辺で利用していただける宿泊、白浜町への入り込みはかなりあるのでしょうか。その点について。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

まず日置川のテニスコートのご質問があったかと思えます。最初はなかなか日置川のテニスコートのスポーツ合宿も多数あったのですが、申請にはあまり上がって来ていなかったと。テニス利用者も知らなかったのかも含めて、指定管理を受けています日置川町商工会のほうにもこの補助金のシステムを再度来られる方々へのPRをしていただくようにしましたので、今のところ件数は少ないですが、出てきている状況であります。

そして、周辺の件につきましては、今、町が取り組んでいる合宿誘致の事業補助金は、白浜町内の施設並びに宿泊施設を使って会議やスポーツ合宿をして、宿泊も白浜ということ、白浜で完結するということでの補助金の支払いになっております。田辺市も上富田町も市町の施設を使っていた方が地元で泊まるということだけでの補助金の対応になっていきますので、補助金対応外では球場、施設を田辺市や上富田町で使われて白浜町の宿泊施設で宿泊いただいている数も結構あると聞いておりますが、その辺について数字はつかめていません。今後はそれらの方々もなんらかの補助対象にするのかという協議も担当課としては進

めていきたいと考えています。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

日置川のテニスコートについては、全面的に国体の利用もあって、今、商工会のほうでも鋭意利用のPRをしていくということですが、なお一層の努力をしていかんと、せっかくなつくた施設ですから、有効利用をしてもらいたいと思います。

それと、田辺市、上富田町も含めて、今後広域でも、もちろん市町村単独の補助事業と説明あったんですけども、広域でも紀南エリアが全体として取り組んでいくという方策も必要でないかと思えますし、田辺周辺で市町村での会議においてもそういう働きかけをしていくべきであると思えます。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

16ページの林道補修工事費で228万円上がってますが、白浜町の林道をちょっと見てきましたら、あちこち傷んでおまして、担当課にどうするのかと聞きましたら、そこを直す費用というのはなかなか国にお願いせなんだら対応できないということをお聞きしました。小さい数字ですけど、228万円は災害復旧でこの工事ができたんでしょうか。この財源内訳で、一般財源で半分、その他となっているんですけども、その他とは別メニューの補助金か何かですか。この辺りの内容を教えてください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この工事は林道池の河線の舗装を予定してございます。これは災害復旧ということではなく、林道の危険な部分、傾斜のきつところ、土で舗装してございませぬので、車が上がりにくいということもございませぬので、そういったところの舗装工事になります。これは地元の分担金としまして、予算書の9ページに林道事業の地元分担金ということで、負担金の徴収規則に基づきまして、工事費の50%を地元にご負担いただくということで収入を予定しているのがその他の部分です。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

もう一度説明してほしいのですが、その他というのは地元負担ということですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

はい、そのとおりでございます。地元の分担金でございます。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

林業の今後の発展にも繋がると思うんですけども、林道を今後どうしていくんだということは国はどのような考え方というのか。今、森林税で1,000円取るんだとか言うてますけども、急傾斜の立地の悪い道を直すのに、地元に負担金を出さすという対応しかできないのか。何か国の補助金みたいなのはないのかどうか教えてください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

林道にはいくつか種類がございまして、林道、林道の作業の専用道的なものといろいろございます。例えば林道を整備していくには国が50%補助、そして県が5～10%程度ということがございまして、作業の道の状況によっても負担率が変わってくるんです。ただ、いずれも山岳地帯でやりますと、億単位のお金、1キロメートルあたり億近くのお金が必要になってくるということになってまいります。そのうちの国、県の補助を除いた分が町の負担になってまいるわけですけども、それもある程度は過疎地域でしたら起債で戻ってきたりということはあるんですが、いずれにしてもかなり莫大な予算が必要になってまいります。それで、当然市町村が管理するにあたっては、下のところをコンクリートでやって安全を図っていくと。一般車両の往来が予想される場所はそのような整備が必要になってまいりますから、基本的には舗装もしないような、先ほどの林道池の河線のような道になってくるということになります。

昨日も実は林道についてどうしていくかということ振興局林務課に入らせていただきまして話をさせていただいたんですが、やはり一番必要な地域の林道がどこであるのかということをお考えながら、その関係者と話をしながら整備を図っていくということがこれからは必要になってくるのではないかと考えてございます。昨日話をしたのは日置川地域のあるところなんですけども、山のなかに道がないので、木の切り出しができないと。木というのはそういったものがあって資源になると。今のままでは植えているだけということもありますので、所管する私どもとしましては、そういったところの地域をリストアップしながら、そこに対してどのような事業化ができるかということをお関係者と協議をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

14ページお願いします。民生費の保育所費の委託料につきまして、これは堅田保育園の第一と第二と広域入所とありますけども、これらは今上がっているということは、これから3カ月についての委託料と勘定したらよろしいですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

この委託料につきましては、平成29年度当初の予算編成時に旧の単価表で積算していただいたんですが、その後28年度、29年度の単価改正がありまして、それにより変更された部分で3月までの分を計算し直したときにこの分が増加する形となりまして、今回通年の分の増加分として上げさせていただいております。

○議 長
8番 三倉君

○8 番
そしたら、これは旧単価を29年度の新単価にしたからこうなったということだから、それからすると、堅田保育園の委託料についていくらからいが1年間となりますか。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）
堅田保育園の部分につきましても、今年度にも新たに加算部分が増えた部分も含めまして通年を計算しまして当初から引いた分を増額させていただいている形でございます。

○議 長
8番 三倉君

○8 番
それはわかったけれども、そしたら堅田保育園にしたら年間だいたいいくらの委託料であったのかということをお願いしたい。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）
堅田保育園につきましては、本園部分予算額が7,936万7,000円で、決算見込みとしまして通年を計算し直した部分ですけども、これが8,157万9,000円となります。その差額分221万2,000円が追加となります。

○議 長
8番 三倉君

○8 番
大体それは分かりました。認定子ども園委託料というのも差額だと。ここの委託料については、システム改修以外の委託料については旧年度の単価で計算したからこうなったと解釈したらいいですね。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）
はい、そのとおりでございます。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）
先ほどの廣畑議員のご質問の答弁漏れの部分を申し上げます。
まず、補助の単価でございますが、イノシシ、シカが1万5,000円、サルが銃の場合2万5,000円、わなが1万5,000円。それから、アライグマ、アナグマ、タヌキ、ハクビシンが3,000円。カワウが5,000円で、今回新たに設置させていただきますカラスにつきましては1,500円でございます。

それで改定をいつしたのかという質問の答弁でございますが、まず、最近のものになりま

すのでご了承ください。サルが平成23年に銃が2万円から2万5,000円。ワナが1万円から1万5,000円, それから、イノシシが1万円から1万5,000円、シカにつきましては5,000円から1万2,500円ということで引き上げをさせていただきます。そして、シカにつきましては、その翌年につきましても1万2,500円から1万5,000円に引き上げてさせていただきます。それから、平成26年にはタヌキ、ハクビシン、アナグマを補助の対象に追加させていただいたところでございます。

○議 長
8番 三倉君

○8 番
先ほどの保育所の委託料と似ているんですけども、18ページ、河川総務費の19負担金、補助及び交付金のなかで、全国治水砂防協会の負担金と河川協会負担金が上がっているんですけども、こういう類のものというのは当初予算として上げるべきものであると思いますが、これは何かあったから今上がっていると解釈したらよろしいんですか。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）
この負担金につきましては、当初予算で基本の額については上げさせていただいております。事業費割というのが後日出てきますので、その分については補正をさせていただくということで、毎年同じような形でやらせていただいております。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第92号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
従って、議案第92号は原案のとおり可決されました。

(16) 日程第16 議案第93号 平成29年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 議定について

○議 長
日程第16 議案第93号 平成29年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 議定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第93号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第93号は原案のとおり可決されました。

(17) 日程第17 議案第94号 平成29年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) 議定について

○議 長

日程第17 議案第94号 平成29年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第94号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第94号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 11時43分 再開 13時00分)

○議 長

再開します。

西尾議会運営委員長から報告を願います。

2番 議会運営委員長 西尾君（登壇）

○2 番

報告を行います。

休憩中の議会運営委員会での協議の結果をご報告いたします。

当局から5件の追加議案の提出があります。

追加議案5件を日程に追加し、日程の順序を変更し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

この後、町当局から5件の追加議案の提出があります。

追加議案5件については本日は提案理由の説明にとどめたいと思います。

資料を配布して下さい。

（資料配布）

○議 長

お諮りします。

ただいま当局から提出ありました議案第95号から議案第99号を日程に追加し、追加日程第19から追加日程第23として日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第95号から議案第99号を日程に追加し、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

(18) 追加日程第19	議案第95号	工事請負契約の一部変更について
追加日程第20	議案第96号	白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
追加日程第21	議案第97号	白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
追加日程第22	議案第98号	平成29年度白浜町一般会計補正予算（第5号）議定について
追加日程第23	議案第99号	平成29年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について

○議 長

追加日程第19 議案第95号から追加日程第23 議案第99号までの5件を一括議題

とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

新たにご審議をお願いします提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第95号 工事請負契約の一部変更につきましては、堅田漁港物揚場整備工事の工事量の変更により、契約金額の増額をしたいので、提案するものでございます。

議案第96号 白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告による国家公務員の給与改定等及び地方公務員法の一部改正に伴い、給与に関する規定を改正したいので、提案するものでございます。

議案第97号 白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に鑑み、特別職の給与の額及び議会議員の期末手当の額を改定するため、提案するものでございます。

議案第98号 平成29年度白浜町一般会計補正予算（第5号）議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に813万3千円を追加し、歳入歳出予算総額を115億1,623万3千円と決めました。

議案第99号 平成29年度白浜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に86万1千円を追加し、歳入歳出予算総額を29億1,602万6千円と決めました。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

続いて補足説明を許可いたします。

番外 農林水産課長 古守君（登壇）

○番外（農林水産課長）

議案第95号 工事請負契約の一部変更について、議案書（P.59～63）に基づき説明した。

○議長

番外 総務課長 榎本君（登壇）

○番外（総務課長）

議案第96号 白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案書（P.64～67）に基づき説明した。

議案第97号 白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案書（P.68～70）に基づき説明した。

議案第98号 平成29年度白浜町一般会計補正予算（第5号）議定について、議案書（P.71）に基づき説明した。

○議長

番外 民生課長 三栖君（登壇）

○番外（民生課長）

議案第99号 平成29年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について、議案書（P.72）に基づき説明した。

○議長

以上で補足説明が終わりました。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会とし、次回は明日12月20日水曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。

次回は明日12月20日水曜日午前10時に開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、13時33分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 29 年 12 月 19 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員